

【はじめに】

1. 全般

令和6年1月1日午後4時10分に奥能登地方において震度7の地震が発生し、現在も各所において復旧作業が続いている。この「令和6年能登半島地震」で被災された方々、関係の方々には謹んでお見舞い申し上げるとともに、全難聴では、被災された中途失聴者、難聴者、関係者への支援のための「災害義援金」を募り、今回の災害において被害に遭われた中途失聴・難聴者および要約筆記者等の方々の支援のために使わせていただいた。

全難聴は、JDF（日本障害フォーラム）の傘下団体として、避難所等における配慮事項に関して、聴覚障害者を含む支援・配慮が特に必要な人のための窓口の設置や相談対応、情報保障を的確に享受できるよう、通訳者・相談員・保健師のチーム対応などを可能なかぎり実施するよう求めて続けており、全国要約筆記問題研究会との連携強化も重要視されるところである。

その他、補聴器や人工内耳、電池、簡易筆談器、ホワイトボードなど聞こえない・聞こえにくい人々への支援に不可欠なものを確保することも大切であるとの認識のもと、補聴器や人工内耳の関連団体とも情報共有を図っており、今後も継続していきたい。

さて、我が国では障害者団体の強い働きかけにより、ようやく2014年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、いわゆる「障害者差別解消法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立・施行、関連法の見直しによる改正等を経て、2022年8月には国連障害者権利委員会と日本政府による最初の建設的対話（日本審査）が実施されている。同年9月には総括所見（勧告）が出され、全難聴としても大変意義深いものを感じており、これを受けて昨年来、私たちの関心事は「障害者基本法」の見直し論議に推移しており、総括所見の内容が国内で実現されることを目指している。また、「障害者基本法」が平成23年に改正された際には、附則第2条1項において、「国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められているところ、現時点至っても、検討がなされていないことに懸念を示さざるを得ず、政府に対して、日本に対する総括所見が出されたこの時期に、法改正の検討を行うことを要望していく必要がある。

一方、ある程度、新型コロナウイルス感染症収束の目途が立ってきたのではないかとと思われる昨今、私達がコミュニケーションを図るうえで生活のしづらさを実感することになった「マスク社会」は様々な課題を置き去りにしたことから、今後も中途失聴・難聴者の声を拾いながら改善策に繋げていくため、感染拡大で培った様々な取り組みに加えて、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえた新たな展開への対応が求められる1年となることを前提として、令和6年度の事業計画を以下の通り提案する。

2. 対外的課題とその対応

1) 障害者施策の全般的な動向

障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、前述のとおり一昨年5月の国会において「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立した。この法律では、施策を実施するため必要な法制上または財政上の措置を講じなければならないとされ、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上等についても明記された。基本理念としては、①情報

取得・意思疎通手段の個別性の尊重、②情報の地域格差の解消、③情報の平等性・同時性の確保、④デジタルリテラシーの涵養の4点が掲げられており、附帯決議の中にも盛り込まれているが、情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずることが、今後における政府の課題となっており、全難聴としても注視していく必要がある。

また、一昨年6月には「障害者総合支援法改正施行後3年の見直しについて」の報告書が取りまとめられ、意思疎通支援分野では、地域格差等の課題を解決するため、障害種別や障害特性等を考慮しつつ、ICTの利活用促進や意思疎通支援従事者の確保などの取り組みを検討する必要があるとして、手話通訳や要約筆記の養成カリキュラム等についても触れられている。

次に、「改正障害者差別解消法」が今年4月に施行され、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったものの、基本的事項として、合理的配慮における「過重な負担」や「環境整備」に関する考え方、国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取り組み等について検討が加えられており、私たちは法の趣旨が的確に運営されている現状となっているのかどうか、常に見極めつつ検証していく必要がある。

一方、遅れていた障害者権利条約履行に対する第1回日本政府報告に対する国連障害者権利委員会の審査が一昨年8月にスイスのジュネーブで開催され、建設的会話を経て9月9日には日本における条約の実施状況に関する評価として、勧告(総括所見)が発表された。この時、全難聴としては日本障害フォーラムの対日審査傍聴団に参加し、デシベルダウンの関連等についてロビー活動を展開しており、障害者資格・認定制度を含め、障害に関する医学モデルの要素を排除するために法律および規則を見直すよう勧告がなされた。また、障害者差別解消法において救済の手続きが確立されていないこと、社会の全てにおいてインクルージョンは重要な課題であるにもかかわらず、合理的配慮のための法的な基盤がないこと、手話が法的言語として認知されていないことなどが指摘された。ウェブサイトやテレビ、メディアなど公衆に提供される情報のアクセシビリティを確保するため、あらゆるレベルで法的拘束力のある情報通信基準を策定することや、アクセシブルなコミュニケーション様式の開発、促進、利用のため十分な資金を割り当てることの必要性にも触れている。

これらと前後して、全難聴も参画している障害者政策委員会では障害者基本計画(第5次)の検討が進められている。今年度も、全難聴は省庁ヒアリングでの意見提出や日本障害フォーラム(JDF)やコミュニケーション関係4団体連絡会などの議論への参加を継続し、労働・教育・医療・情報コミュニケーションなど関係する分野に積極的な意見表明を行っていきたい。

2) 意思疎通支援事業分野の課題

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、意思疎通支援事業分野では、昨年度と同様の多くの課題が今年度に持ち越された。

厚生労働省は、意思疎通支援事業の遠隔手話通訳等に要約筆記を含めることを令和2年に全国自治体に通知した。それを受けて、全国各地で遠隔での要約筆記利用が広がりつつあるが、各地の制度利用の実態には差異がある。全難聴は今年1月にも要約筆記事業研修会を開催し、遠隔での要約筆記利用理解の統一、地域格差の解消、遠隔要約筆記利用の障害者総合支援法意思疎通支援事業での位置付けを障害者差別解消法における合理的配慮の観点を絡めて再確認した。これを踏まえて、全国の自治体において遠隔要約筆記利用が事業化・予算化されるよう、全難聴・加盟協会一体となった活動を強化することを今年度の意思疎通支援

事業分野の活動目標としていきたい。

一方、前述した厚労省社会保障審議会障害者部会での障害者総合支援法の改正議論では、意思疎通支援事業の個人給付化が論点として挙げられている。これに対して、全難聴は複数の人の集まり・会議での要約筆記利用が障害者総合支援法においては制度化されておらず、自治体において実施要綱を設けて利用の道を広げている現状の解決が優先課題であることを主張した。私たちは、団体利用の制度化についての加盟協会の理解を共通し、今後の障害者総合支援法改正において、その規定を盛り込む取り組みを更に強化したい。

また、全難聴は国際協力機構から受託し、一昨年より3年間ネパール国で意思疎通支援システムの構築を支援するプロジェクトを実施している。本プロジェクトは難聴を含む全てのコミュニケーション弱者を対象とし、得られた成果を日本における意思疎通支援システムの進化につなげる所存である。

3) 医療・療育分野での課題

令和2年度より「新生児聴覚スクリーニングの公費助成」や「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」が継続されている。また、令和3年3月には世界保健機関(WHO)が「World Report on Hearing」を発表し、同年9月には「小児人工内耳前後の療育ガイドライン2021年版」が公表された。このように、聞こえの問題を医療、療育、社会生活に位置付けて捉える流れが定着してきており、それを受けて厚生労働省は令和4年2月に「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を発表し、法制化の動きを加速している。

医療機器としての補聴器購入への公費助成については、地方分権型政治の影響により各市区町村の方針や財政状況に委ねられているところがあるが、今では大半の自治体が、聴覚障害に関する身体障害者手帳の交付を受けることが出来ない18歳以下の者を対象とした支援を行っている。一方で、高齢者で身体障害者手帳の交付を受けることが出来ない層に対する支援に関しては地域格差が顕著であり、その改善が求められるとともに、成人・高齢者に対する聞こえの健康管理、認知症と難聴などの課題は依然として手付かずの状態が続いていることが課題となっている。聴覚障害認定基準（デシベルダウン）を見直すことによって、障害者総合支援法の「補装具制度」による補聴器利用者を拡大すること、自己負担で補聴器購入を強いられている難聴者に対する公費助成の拡大は悲願でもあり、その意味で、全難聴が数年来進めている「きこえの健康支援センター構想」をさらに前進させることが重要課題であり、構想の実現に向けての必要な行動を更に理事会で議論していきたい。

4) 情報アクセス分野での課題

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障害の種類や程度に応じた手段を選択できるようにすることや、住んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができること、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できること、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用等について推進していくことなどが謳われており、附帯決議を踏まえ、現在は定期的に「障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に関する協議の場」という名称の会議が開催されており、全難聴も構成員として参画している。

一方、一昨年事業開始された「電話リレーサービス」については、実施主体である（一社）日本財団電話リレーサービスが機能改善の研究を進めており、今年度その具体化が期待される。全難聴が2019-20年実施した「文字付き電話の可能性と課題」の流れを受けての研究事

業であり、音声認識併用による文字表示電話の利用が進み、現在の「電話リレーサービス」の機能強化が進むことを期待している。

5) 教育分野での課題

教育の場における支援については、文部科学省において「ICT活用教育アドバイザー事業」や「情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置の促進」などが挙げられているが、インクルーシブ教育が推奨されている中、地域の学校へ通学する難聴児への支援が置き去りになっているとの声が聞かれる。補聴支援機器を当事者が購入しているケースがあり、また教員の合理的配慮がないと聞こえの環境は改善しないことは明らかである。聞こえのバリアは社会の側にあるという認識のもと、国が教育機関における環境を整えるマニュアルを統一し指導する必要があると考える。

3. 対内的課題とその対応

過去数年の事業計画でも同様なことを掲げているが、全難聴が一般社団法人として日本の障害者運動で意義のある活動を続けていくためには、組織面においても財務面においても社会的に自立した管理能力を有した団体であることが求められる。「社会的な自立」の内実は、組織の透明化、ガバナンスの確立であり、財務の健全化である。

今後においては、特にハイブリット方式(出席するにあたり対面かオンラインかの選択が可能)の採用を検討し、組織の透明化、ガバナンスの確立、財務の健全化など重要な課題に取り組み、多様なチャンネルを活用して組織内での議論の活性化を図っていきたい。

1) 組織面から見た対内的課題

①理事会機能の強化

毎年記述していると通りの課題である。全難聴は地域加盟協会の連合体で、地域活動は加盟協会、全国的な活動は全難聴と役割を分担し、その活動の調整・統合に理事会が当たっている。また、全難聴としての具体的な活動の多くは専門部が担っているので、専門部固有の課題と全難聴全体の調整・統合が非常に大きな理事会の役割となっている。しかしながら、地理的・時間的制約から理事が一堂に会して議論する理事会の開催は限定的であり、新型コロナウイルス感染拡大でこの状況はより深刻になっている。

引き続き、理事会の開催頻度増、ブロック体制の活用、専門部規約の整備、理事の専門部部長就任の制度化などの議論を深め、理事会と地域活動・専門部活動の関係を更に改善していきたい。

②個別課題への理事・常務理事の積極的な関与

本件も数年来の課題である。「医療と福祉に係わる領域」、「情報アクセシビリティ・コミュニケーションに係わる領域」での全難聴のリーダーシップの確立は、「きこえの健康支援センター構想」への取り組みや「電話リレーサービスにおける音声認識の活用」の調査研究事業など一部で具体化した。しかし、福祉・教育・労働などの政治とのかかわりの大きな分野への全難聴の活動は充分とは言えない状況が続いている。これらの分野は、地域性を越えて、中央省庁や政党・他団体とのかかわりが大きく、活動の現場が大きく東京に偏在している現実がある。地域在住の理事の中央での活動が制約される状況ではあるが、新型コロナウイルス感染拡大が収束の方向に向いつつある今、ある程度はオンライン方式による会議の定着が見込まれることから、理事とりわけ常務理事が、全難聴全体の視点から積極的にこれら

の個別領域に関与していく仕組みが構築されつつあり、今後は更に役割の分担化を推進し、一方では相互に関与することにより組織体制を強固なものとしていきたい。

③全難聴の広報体制

全難聴の広報媒体としては、「難聴者の明日」の年4回の発行、加盟協会への「全難聴便り」の月次配信、随時の全難聴事務局発の加盟協会あてメールやホームページ、LINEを活用した情報配信がある。それらの媒体管理は会報編集部や理事、あるいは事務局が担当しており、全難聴としての統一した情報管理・媒体管理が求められる。

④事務局機能の見直し

この問題も数年来の課題である。以下、問題点を再度確認する。

現在の全難聴は、理事も専門部長もすべて無償で活動しており、事務所に常勤で勤務する役員はいない。このような中で全難聴の組織活動を維持していくためには事務局機能が非常に重要となるが、現在は常務理事が非常勤で事務局長を兼務し、パートタイムの職員が交代で勤務する形で運営されている。数年来、地域加盟協会や中央官庁・他団体との連絡調整に理事会の実効ある業務を遂行のために、責任のある常勤職員が不可欠であることを議論してきた。

今後においても常勤の役員や職員の配置を目指す方向性には変わりはないが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う副産物ともいえるべき、インターネットの利活用術の進歩や業務に役立つアプリケーションの開発などが進んできており、財政基盤を強固なものとするまでの当面の間は、タスク管理機能やチャット機能などを駆使し、情報伝達や共有に正確性と迅速性を期すことにより作業の効率化を図りたい。並行して事務局で担うべき業務を洗い直し、適正で効率的な人員を事務局に配置することを継続課題とし、事務局機能の維持・充実に繋げていきたい。

2) 財務面から見た対内的課題

①令和6年度事業予算

近年の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全難聴加盟協会の会員数減少が続いている。また、賛助会員や寄付金を従来通り維持することも非常に困難な状況である。

そのような中、令和5年度の決算は事業決算報告のとおりであり、一時的な収入を除けば、実質的な決算額は赤字となる。

令和6年度については、感染症による影響が縮小化し、社会活動の再開が加速し、事業の在り方や会議の持ち方に関して、ある程度はコロナ禍以前の形態に戻るものと思われる。その場合は一定規模の支出の増大は避けられないが、原則として、現在の支出規模を維持することを前提とし、予算実行に当たっては更なる収入増加と支出の管理強化という財務規律を維持するなかで、全難聴の活動の充実、社会的使命の最大限の遂行を図っていきたいと考える。また令和6年度中に、今後の収益事業に関する議論を深め、再構築を図りたいと考えている。

②個別事業の独立採算化

数年来、この課題を取り上げているが、令和6年度についても「個別事業の独立採算化」を続けなければならない、以下の方向を確認したい。

全難聴の固定的な収入は、総会・理事会開催費用、事務所維持費用、関係団体や省庁との

折衝に要する費用でほぼ使い切っており、専門部活動を支える余力はない。専門部において、「この部分は全難聴に負担を求める」ということは禁句として、専門部活動は各専門部の独立採算で行うことを原則としたい。具体的には行政の補助金、財団の助成金、そして各方面からの寄付金や参加費によって事業を実施していくということが求められる。補助金・助成金・寄付金・参加費などは非常に不安定なものであるが、逆に考えれば事業の妥当性について、内部的な評価とは異なる社会の評価を受ける、という積極的な面もある。全難聴という当事者団体の主張を社会に広めていくために、個別事業の独立採算化を今年度も継続課題として取り上げていきたい。

【収益事業の部】

耳マーク部事業

【活動方針・目的】

耳マーク・ヒアリンググループマークの一層の普及啓発を目指す。全国大会(広島)で分科会を担当し耳マーク制定50周年記念事業の推進を図る。

全国大会(広島)等のブース出展等、耳マークグッズの対面販売にも力を入れる。

1. 部員及び社会一般のニーズを汲み、耳マークグッズの作製と販売をおこなう。新グッズとして、くまモンバージョン耳マーク缶バッジを作成する。
2. 耳マーク啓発用ポスター周知事業は、公募で入選した作品の有効活用を推進する。
3. 耳マーク部員の親睦と研鑽のために Zoom 会議を行う。情報保障を配備する。
4. 福祉大会等の会場にて対面で耳マークグッズを展示販売する。要員の交通費を一部補助する。
5. 耳マーク制定50周年のため、耳マークの一層の普及・啓発に繋がるアイデア作品を幅広く公募する。
6. 全難聴公式 LINE で活用される耳マークキャラクターLINE 用スタンプ第5弾(広島バージョン)を制作し、頒布・普及をおこなう。
7. 耳マーク並びにヒアリンググループマーク利用申請に職員が対応する際に相談を受けたり助言したりする。
8. 季刊の全難聴機関誌『難聴者の明日』へ、部員持ち回りで寄稿する

機関誌部事業

【活動方針・目的】

発行部数1000部を目標にする。そのため、紙媒体だけでなく、電子媒体も加えたい。読みやすい機関誌作りを目指す。

1. 機関誌を年4回発行予定。(4月号、7月号、10月号、1月号)それぞれ、前月末に発行する。購読者数の増加と広告の充実を目標にし、人件費も含めての収支均衡をめざす。

【令和6年度事業計画】

紙媒体の購読者が増えないので、電子媒体も加えて若者の購読者数を増やす。売上はあくまで目標値であるが、それでも管理費を含めると収支均衡が難しい現状である。

2. 収入（各種団体、協会から掲載料）

- | | |
|----------|-------------|
| ① 購読料 | 1,140,000 円 |
| ② 毎回の広告料 | 60,000 円 |
| ③ 年賀広告料 | 150,000 円 |

冊子頒布事業

1. 要約筆記関連報告書冊子
2. 厚生労働省カリキュラム準拠要約筆記者養成テキスト頒布（全要研委託）
全難聴加盟協会は全難聴経由で注文を受け付ける形をとっている。
要約筆記者養成準拠テキスト増刷の場合は、全難聴事務局で管理する。
3. 要約筆記利用ハンドブックの頒布
4. 高齢者・難聴者のための「福祉サービスガイドブック」の頒布
5. 音から隔てられて Part 2 作成・頒布

【一般事業の部】

中央対策

全難聴が加盟する関係団体の加盟料等を継続して支払い、中央団体としての責務を果たして行く。

1. 日身連・身障者相談員全国協議会
日本身体障害者団体連合会への団体加入を継続する。評議員として任務を遂行する。
日身連年会費の納入 12 万円、日身連機関紙購読料 3 万円、身体障害者相談員全国連絡協議会会費 1 万円の支払をする。
2. J D F
日本障害フォーラム(JDF)への加入を継続する。国連障害者権利条約の 2022 年 8 月に日本審査と 9 月に権利委員会から総括所見が出され、詳細に渡る勧告を受けて、次回審査へのパレポ作成に JDF 各委員会が取組を進める動きに呼応していく。
幹事会、国際委員会企画委員会、災害支援等を通じて難聴者の人権の啓発と施策の充実に寄与すべく参画を継続し年会費 50 万円を支払う。各委員会への出席旅費等 5 万円を計上する。
3. 厚生労働省・視聴覚障害 4 団体連絡会
 - ①障害者施策充実と強化に資するため、厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室との情報交換を密にし、難聴者福祉増進に努める。
 - ②厚生労働大臣表彰の被表彰者の推薦をする。
 - ③視聴覚障害 4 団体連絡会へ参画し、広く情報収集に努める。
4. J D (日本障害者協議会)
加入を継続し、年会費 10 万円を納入する。
5. 障害者放送協議会
加入を継続し、5 万円の会費を納入する。
6. 障害者放送通信機構(C S 障害者放送統一機構)
5,000 円の会費を納入する。
7. 全国要約筆記問題研究会
 - ①全国要約筆記問題研究会の研究大会式典への出席を予定する。祝儀 1 万円と臨席者旅費で 5,000 円以内を支払う。
 - ②全要研集会開催に際し、加盟協会からの参加を促す。
8. 全社協・障害関係団体連絡協議会
 - ①全国社会福祉協議会の障害関係団体連絡協議会へ協議員として参画をしていく。
 - ②年会費 3 万円を納入する。
9. テクノエイド協会
 - ①補聴器協議会・認定補聴器専門店審査部会の委員の委嘱を継続する。現委員は理事長が委嘱されており、任期は 2025 年 7 月 31 日まで。
 - ②テクノエイド協会主催のニーズ・シーズマッチング交流会などへの協力。
 - ③テクノエイド協会主催の各種行事への参加。
10. 聴覚障害者制度改革推進中央本部
 - ①聴覚障害関係 6 団体で長年にわたり「情報アクセシビリティ・コミュニケーション法案」制定の運動を進めてきた。2023 年 5 月国会に議員立法として上程し、施行されて

いる。

②2023年度以降の活動計画は未定だが、法律が施行されたことを受けて、今後の運動を検討中であるが、会の名称変更も含めて6団体で検討中である。

11. 全日本ろうあ連盟
①必要の都度、全日本ろうあ連盟との協議の機会を持つように努める。
②全国ろうあ者大会に理事長もしくは常務理事・理事クラスの役員を派遣し、式典に参列する。派遣者の旅費1万円と祝儀1万円を計上する。
12. 全国盲ろう者協会
①全国盲ろう者大会開催の折の式典には、開催地に近い理事等が参列する。
②祝儀1万円と臨席者の旅費5,000円以内を支払う。
13. 全国手話通訳問題研究会
①全国手話通訳問題研究会の主催する研究大会式典への出席を予定する。
②祝儀1万円と臨席者の旅費5,000円以内を支払う。
14. 新光会・みみより会
①年賀広告料は交換掲載のため予算を取らない。
②各全国集会への派遣する者の旅費として1万円を計上する。
15. NPO 全国情報提供施設協議会
年次総会等を通じて、理事を派遣し情提との関係を深めていく。
16. IFHOH(国際難聴者連盟)への団体加入を継続する。年会費240ユーロ(時価3.3万円)を納入する。2年ごとに開催されている総会が2024年4月20日にスロベニアにて開催される予定。
17. アジア太平洋地域難聴者・失聴者連盟 APFHD への団体加入を継続する。2年毎の会費徴収のため2024年度に負担金を支払う。

要約筆記部事業

【活動方針・目的】

中途失聴・難聴者の意思疎通支援事業としての要約筆記に対する理解と利用につなげるための活動等を行う。

1. 平成23年度から実施している「要約筆記事業研修会」を令和6年度も継続する。
2. 部員の活動・研修等オンラインで開催する。
3. 全難聴・全要研 定期協議を年2回開催する。(名古屋での開催を予定)
4. 要約筆記者養成テキストの改訂の委員会や要約筆記関係の協議が開催されたとき、関係団体との要約筆記関係(テキスト・遠隔要約筆記問題等)の協議に参加する。
5. 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター主催の要約筆記者指導者養成研修に講師を派遣する。事業体からの講師派遣依頼は取次ぎとする。

女性部事業

1. 全難聴女性部活動を通して全国組織としての全難聴をPRし、地域から活動報告書を提出、報告書を作成し、地域配布する予定。
2. 6月第2週か3週に京都府に於いて役員会議・県部長会議・総会を開催予定。

【令和6年度事業計画】

3. 「ブロック女性部の集い研修会」を開催予定。開催後、2か月以内に報告書を提出し、役員の審議で助成金を支出予定。
4. 「全難聴福祉大会」で地域からバザー品を提供し、バザー販売予定。
5. 広報誌「女性部だより」を8月、1月に発行予定。
6. 機関誌「難聴者の明日」の女性部ページに年4回執筆寄稿予定。
7. 全難聴女性部長として年3回理事会と全難聴総会に出席予定。

高年部事業

1. 全国の関係者と打ち合わせを行い、高年部役員の一斉を図り、高年部の再建を目指す。

青年部事業

1. 専門部会（中央委員会）
 - ①対面での中央委員会を行うことになった場合、開催地までの交通費一部を支出。
 - ②その他に、必要に応じてオンラインでの中央委員会を開催予定。
 - ③中央委員会の開催は年4回を想定。
2. 交流事業 実施月未定
 - ①全難聴福祉大会（広島県）の懇親会後の交流会を開催予定。また、個人負担軽減のため交流会開催補助金として全難聴青年部から支出し、企画実施に必要な費用に充当する。
3. ブロック助成金
 - ①1ブロック 10,000 円を助成。対象ブロックは以下の通り。
東海・近畿・中国四国
4. 定期総会
 - ①開催地・開催方式（対面かオンラインか）未定のため、昨年の対面とオンラインのハイブリッド方式での開催方式を想定。
5. 事務費 封筒代等の消耗品費

国際部事業

【活動方針・目的】

IFHOH や APFHD との国際連携事業、及び、アジア太平洋地域の開発途上国の難聴者のための福祉支援活動を実施する

1. APFHD の機能強化と日本の参画
停滞している APFHD 活動を活性化するために、BGM（2年に1度の総会）や CRPD の勉強会開催を支援し、アジア太平洋地域における難聴者に関連する問題に対する独立したネットワークとしての機能強化を図る。

2. 「アジアパシフィック障害女性会議」の参画に向けて
国際的な会議に向けた助成金やカンパ獲得活動のために女性障害者団体との人脈形成を行い、情報収集・ネットワーキングを構築し、他団体とともに複合差別の撤廃を推進していく。
3. アジア太平洋地域の難聴者団体設立に向けて
アジア難聴者のための団体設立支援は福祉先進国の使命である。全難聴は難聴者の支援に積極的に取り組むことを内外に示し、そのための資金をカンパおよびクラウドファンディング活動で獲得する。活動方針確認のため、会議費を必要とする。また、活動の効率化のためのアプリを定期購入する。余剰金額は翌年に繰り越す。
4. 国連障害者権利委員会の選挙応援活動
聴覚障害者の権利やニーズを代表する初の聴覚障害委員候補を支援し、難聴者の福祉と権利の向上に貢献していただく事業である。
多数の障害者団体が支援を表明しており、支援団体との人脈形成を行い、情報収集・ネットワーキングを構築していく。

ネパール支援

1. JICA（国際協力機構）との連携により、ネパール難聴者を含む全ての人たちの意思疎通支援の事業「カトマンズの病院における難聴患者の意思疎通支援パイロットプロジェクト」を行う令和3年3月25日採択。今年度が最終年になる。令和6年12月まで実施。

情報文化部事業

【活動方針・目的】

中途失聴・難聴者の ICT アクセシビリティの視点から、理事会や各専門部と連携し、必要な課題解決に取り組む。特に中途失聴・難聴者の障害となる環境改善のため、国内・国際的な規格標準化に取り組む。

1. 各省庁・関係団体の情報アクセシビリティ関係の研究開発、拡大を検討する委員会等への参加
 - ①NHK番組検討会議
 - ②アクセシブルデザイン（AD）及びその適合性評価に関する国際標準化委員会
 - ③テクノエイド協会の「ニーズ・シーズマッチング交流会」参加協力（謝礼2万円）以上の活動に取り組む。
2. 通信関係のアクセシビリティ拡充活動を展開する。
 - ①電話リレーサービスの実用サービス供用を目指す動きに呼応した取り組みを進める。
 - ②電気通信アクセシビリティ標準化専門委員会、同検討WGに参加し、情報通信のアクセシビリティ、規格化の取り組みを進める。
 - ③ウェブアクセシビリティ基盤委員会
3. 放送関係のアクセシビリティ活動
 - ①総務省、障害者放送協議会内の放送・通信バリアフリー委員会、NHKの音声認識字幕の取り組み、その他放送関係のバリアフリー活動に取り組む、必要な活動を行う。

4. 政見放送の字幕付与等に関する活動

①政見放送の字幕付与等、公職選挙法改正のための活動に取り組む。

5. 「音声認識し文字表示する携帯可能な支援機器」の研究開発

①「音声認識し文字表示する携帯可能な支援機器」（以下会話支援機という）の研究開発に取り組む。普及を進める。

6. 部会を開催

①部会を6月、11月頃、Web上で開催する。

②会議1回あたり平均4万円×2回の情報保障費支出を見込む。

7. その他事業

①その他、関係省庁、機関、団体等の企画する事業に対して、全難聴意見を集約、要望、並びにパブリックコメント等を発信していく。

②施設・交通アクセシビリティプロジェクトチームは、専門部署として課題を扱う。部への発展を目指す。

③情報通信アクセシビリティ活動のための助成金獲得に努める。

補聴器・人工内耳部事業

【活動方針・目的】

補聴器、人工内耳の有効な活用に向けたセミナー開催及び福祉向上への具体的提案を行う。

1. 補聴器・人工内耳フォーラムのテスト開催

各協会からの分担金の公平な還元の機会の提供は必要不可欠。またこれらコミュニケーション機器類の購入および使用環境についての公平な指導・周知も重要。

補聴器・人工内耳フォーラムを当事者の視点からハイブリッド形式で行い、全国の協会へ配信する。あるいはビデオライブラリー化も検証する。そのためのテスト開催を行う。補聴器や人工内耳関連会社より開催資金を得る。

2. 対外交渉に向けたカンパ活動及び部運営

補聴器や人工内耳、その他のコミュニケーション支援機器類の購入や使用環境の整備を目指した対外交渉を行う。会議はハイブリッドで行う。

きこえの健康支援部事業

【活動方針・目的】

難聴のある人のニーズに合わせたワンストップ型支援、きこえの健康支援の具現化及びJDF等との連携による医療機関、関係機関、一般市民向け難聴のある人の人権啓発を行う。

1. きこえの健康支援構想のルートマップ化

きこえの健康支援構想の具現化（含センター設立）のための具体的青写真（ルートマップ）を作成する。既存専門委員会や意思疎通支援の国際的ノウハウを持つ国際部と連携する。また、この構想を関連各企業に周知し、助成金獲得を狙う。

2. JDF等との連携や啓発活動に向けた部運営

JDF等との連携を介して関連企業や一般市民への啓発を企画する。会議はハイブリッドで行う。

労働・雇用問題

【活動方針・目的】

改正障害者雇用促進法により、障害を理由とする差別の禁止と職場での合理的配慮の必要性が強化された。昨年度、私たちは第4回きこえの懇談会を通じて、難聴者や中途失聴者の職場での実情とその課題に対する理解を深めるための取り組みや合理的配慮の具体的な事例について学び、多くの情報を仲間と共有することができた。しかしながら、社会における難聴の理解はまだ十分ではないという課題が残る。そこで、来年度もこのイベントの継続を通じて、この課題に積極的に取り組んでいく。

1. きこえの懇談会開催

今年度の主要事業として、第5回きこえの懇談会の開催の支援を行う。このイベントは、難聴者や中途失聴者が直面する職場での課題に対処し、理解と支援を促進する重要な場であるため、イベントを通じて、企業と当事者が直接対話し、聴覚障害者に対する支援の必要性と具体的な実践方法についての意識を高めることが目標である。当事者はどのような配慮を必要とするのかについて説明する力が求められている。事業者側もまた、障害の特性を踏まえた職場環境の構築と合理的配慮の提供が求められる。今年度は、聴覚障害者の特性に合わせた労働環境を提供するための支援と啓発活動を、昨年度の成功を踏まえ、より多くの企業に広めるための取り組みを進めていく。また全難聴は、全難聴近畿ブロック労働対策委員、全難聴近畿ブロック加盟協会、全国要約筆記問題研究会近畿ブロック支部、その他関係団体と協力し、この事業を進めていき、得られた成果を全難聴機関誌等にて発表する。

2. 今後の展望と専門部の設立へむけて

昨年度の取り組みをさらに推進するために、労働・雇用に特化した専門部を立ち上げることを計画している。具体的な提案は来年度以降になるが、この専門部では、障害者の職場での課題点を詳細に整理し、全国展開を図ることを主な目的としたい。この新しい部門を通じて、障害者が直面する具体的な問題に対して効果的な対策を実施し、全国の障害者に働きやすい環境を提供するための施策を展開していく。今年度をこの取り組みを推進するための準備期間として位置付け、必要な情報を集め、具体的な計画を立てていく。

改正障害者雇用促進法により、障害を理由とする差別の禁止と、職場での合理的配慮の必要性が強化された。今年度、私たちは第4回きこえの懇談会を通じて、難聴者や中途失聴者の職場での経験や課題に対する深い理解を促進し、合理的配慮の具体的な事例について学び、多くの情報を仲間と共有することができたが、社会における難聴の理解はまだ十分ではないという課題が残る。そこで、来年度もこのイベントの継続を通じて、この課題に積極的に取り組んでいく。

福祉大会事業

【活動方針・目的】

全国の中途失聴・難聴者が一堂に集う福祉大会の開催を成功裏に導くことを目的に、開催担当県へ支援・協力をする。また、全国へ開催案内と参加者募集を随時呼びかけていく。

1. 会員減少と高齢化で担当県に負担が掛からないように、全難聴として福祉大会開催を成功裏に導くための支援、協力などを積極的に行う。福祉大会を引き受けた経験のある理事たちと連携して開催準備を推し進めていく。

2. 第28回福祉大会 in 平和の都ひろしまを開催

- ① 日程：2024年11月23日（土）～25日（月）
- ② 会場：JMSアステールプラザ（広島市）など
- ③ ひろしま大会実行委員会に全難聴から助成を行う。
- ④ ひろしま大会への職員派遣は1名を予定。

教育問題

【活動方針・目的】

難聴の子ども・若者が夢を持って健やかに育ち、また成人の難聴者も生涯に渡り「学ぶ機会」が保障され、それを実感できる社会を構築するため、全難聴として取り組むべき課題を整理する。

1. 「聴覚障害支援中核機能モデル事業」に関するアンケート調査

「聴覚障害支援中核機能モデル事業」への関わりについて、加盟協会宛てアンケートを実施し、全難聴機関誌等で紹介、発信する。

2. JDFの教育問題など、教育関係のオンラインなどに参加したら、全難聴便りなどで、報告する。

手話対策部事業

【活動方針・目的】

中途失聴・難聴者の意思疎通手段としての手話を仲間に広げ、それによって仲間の豊かなコミュニケーションと生活を実現する活動等を行う。

1. 部内研修会

部員に対するスキルアップなどを図る。

2. 手話テキスト制作

中途失聴・難聴者向けの手話テキストの作成。

3. 広島大会での広報

広島大会で手話対策部の存在をアピールする。

4. 中途失聴・難聴者手話講師養成講座検討

講師養成講座のたたき台を作成する。

減災プロジェクトチーム

【活動方針・目的】

①災害等発生時において難聴者・中途失聴者の被災に関する情報収集および情報発信を行い、②災害等対策において諸関係機関と連携して難聴者・中途失聴者への支援体制の充実を図る。また、③マニュアルの作成・改訂、④各種ツール・アプリ等の開発、⑤啓発講習会の開催、⑥オンラインによる情報発信、⑦災害等のデータベース構築等を行う。

1. 災害等後方支援事業

災害等発生時において難聴者・中途失聴者の被災に関する情報収集および情報発信を行う。また災害等発生前においても災害等の発生が予想される場合に予想される災害等に関する情報収集および情報発信を行う。

2. 災害等対策連携事業

災害等対策において諸関係機関と連携して難聴者・中途失聴者への支援体制の充実を図る。また災害等が発生した場合においても難聴者・中途失聴者の支援のため諸関係機関と連携を図る。

3. マニュアル作成事業

「難聴者・中途失聴者のための災害時・緊急時対応マニュアル」を改訂し、発行する。とくにオンラインでの発行を検討する。

4. ツール・アプリ等開発事業

災害等において役立つ各種ツールやアプリ等の開発を行う。

5. 啓発講習事業

各地域において啓発講習会の開催を検討する。とくにオンラインによる開催を検討する。

6. オンラインによる情報発信事業

オンラインによる情報発信を行う。また、SNSの積極的な活用を図っていく。

7. 災害等データベース構築事業

災害等に関するデータベースの構築を行う。

8. 災害関係のアクセシビリティ活動

障害者放送協議会「災害時情報保障委員会」において緊急放送等における著作権の問題や緊急災害時における障害者に対する情報保障等の課題に取り組む。

9. 部会開催

定期的に部会を開催する。また、部会開催のオンライン化を進めていく。